

コーポレートガバナンス・ガイドライン

本州化学工業株式会社

第1章 総則

1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業価値の向上と企業の持続的成長のためには、経営の効率性・透明性を高め、公正で健全な企業活動を行うことが最重要であることを認識し、経営ビジョン（経営理念及び目指すべき企業像）の実現に向けた事業活動を行う中で、コーポレートガバナンスを経営上の重要課題と位置づけ、取締役会を中心とした適確かつ迅速な意思決定・業務執行体制及び適正な監督・監視体制の構築並びにその実効性の強化に努める。

<経営ビジョン>

[経営理念]

企業活動を通して、社会の持続的発展、国民生活の福祉増進に貢献するとともに、お客様、従業員、株主及び地域社会から真に信頼される存在であり続ける。

[目指すべき企業像]

独自のフェノール誘導品合成技術をもとに、他社が真似のできない製品を創出し、最高のサービスにより提供するグローバル・ファインケミカル・スペシャリスト

第2章 株主との関係

1. 株主総会

(1) 株主総会は、当社の最高意思決定機関であると同時に、株主と直接、建設的な対話ができる貴重な場と位置付けており、株主の意思が適切に当社経営に反映されるよう、以下の対応を実施する。

- ① 株主が適切な判断を行うことに資すると考えられる情報を適確に提供する。
- ② 株主総会開催日は、いわゆる「集中日」を外して日程を設定するよう努める。
- ③ 招集通知の早期発送に努めるとともに、電子データについては、発送日に先立ち当社ホームページに公開する。
- ④ 信託銀行等の名義で株式を保有する機関投資家等が、株主総会において信託銀行等に代わって自ら議決権の行使等を行うことを予め希望する場合には、信託銀行等と協議等を行う。

(2) 株主総会において可決には至ったものの、相当数の反対票が投じられた会社提案議案があった場合には、反対の理由や反対票が多くなった原因の分析を行い、対応の要否を検討する。

2. 資本政策の基本的な方針

- (1) 当社グループは、企業価値を中長期的に高めるためには持続的成長が不可欠であるとの認識に基づき、成長投資とリスク許容可能な株主資本の水準を考慮する。
- (2) 総資産営業利益率（ROA）及び自己資本利益率（ROE）を中期経営計画の経営目標に加え、資本効率を意識した経営を行う。
- (3) 株主への利益還元については、財務体質の強化と将来の事業展開に備えた内部留保の充実を図りながら、中長期的な視点で業績に応じた利益還元及び安定的な配当を行うことを基本方針とする。

3. 株式の政策保有に関する方針

当社は、原則として政策保有株式を保有しないものとする。

4. 買収防衛策について

当社が買収防衛策を導入する場合には、経営陣の保身を目的とするものではないことを大前提に、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある大量買付行為を抑止する観点から、その必要性・合理性を真摯に検討のうえ、適正な手続きに則って、株主に十分な説明を行う。

5. 株主等との対話

- (1) 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、経営トップを始めとした経営陣幹部を中心に様々な機会を通じて対話を持つように努める。これらの対話を通じて、当社グループの経営戦略や経営計画にかかる理解を得る努力を行うとともに、株主等の声を傾聴し、また真摯に受け止め、資本提供者の目線からの経営分析や意見を吸収及び反映し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上につなげる。
- (2) 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する建設的な対話を目的とする株主等からの面談の申し込みに対し、その面談の目的も踏まえ、合理的な範囲で、経営陣幹部や役員が対応することを基本とする。
- (3) 当社は、総務・広報担当取締役が、株主等との対話を全般的に統括する役割を担うものとする。また、関係する総務・広報及び経理の部門においては、定期的な情報共有等を通じ、有機的な連携を図る。
- (4) 当社は、機関投資家・アナリスト・プレス関係者向け会社説明会の定期開催（原則として5月、11月）、機関投資家等の要望に基づく個別の事業説明など、株主等との対話の機会を積極的に設けるとともに、把握した意見・懸念については、必要に応じ、速やかに経営トップをはじめとする社内関係部門へのフィードバックを行う。
- (5) 当社は、インサイダー取引防止規則、会社情報管理規則に基づき、対話におけるインサイダー情報の漏えい防止に努める。
- (6) 当社は、定期的に株主構造の調査を行う。

第3章 株主以外のステークホルダーとの関係

1. 株主以外のステークホルダーとの良好な関係の構築

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上は、顧客、取引先、債権者、地域社会、従業員、産官学等、様々なステークホルダーとの協働や貢献の成果にあることを十分に認識し、これらステークホルダーとの良好かつ円満な関係の構築・維持に努める。

2. 企業行動憲章、本州化学工業グループ行動規範

- (1) 当社グループは、役員・従業員一人ひとりの自覚ある行動の積み重ねが、ステークホルダーからの信頼に繋がるものと認識し、役員及び従業員の行動指針として制定した「企業行動憲章」及びより具体的な行動基準を定めた「本州化学工業グループ行動規範」の周知と実践を図り、あらゆる企業活動において法令・ルール及び企業倫理の遵守（コンプライアンス）を最優先事項とすることを徹底する。
- (2) 「企業行動憲章」及び「本州化学工業グループ行動規範」の遵守状況については、コンプライアンス・リスク管理委員会において定期的に確認する。

3. サステナビリティを巡る課題

当社は、社会・環境問題をはじめとするサステナビリティ（持続可能性）を巡る課題への対応が、中長期的な企業価値の向上に重要であると認識し、工場における安全の確保、環境負荷の低減、製品の安全性確保、労働衛生の向上等に取り組むとともに、森林保護活動等の環境保全への積極的な取り組みを行う。

また、株主、顧客、取引先、債権者、従業員、地域社会などのステークホルダーと良好かつ円滑な関係の維持に努める。

4. 多様性の確保

- (1) 当社グループは、異なる経験、技能、属性を反映した多様な視点や価値観が存在することが持続的な成長を確保する上での強みになると認識し、人材の多様性の確保を推進する。このため、配偶者出産休暇の付与や育児・介護のための休職支援・勤務支援制度の充実等を図り、従業員が働きやすい環境を整えると同時に、今後ますます多様化する従業員の価値観を敏感にとらえ、仕事と生活の調和に必要な環境整備を進めていく。
- (2) 当社グループの持続的な成長には、今後更なるグローバル化の推進を図っていくことが必要である。このため、グローバルに活躍できるリーダーとなりうる従業員について、性別、人種、国籍等を問わず採用し、能力に見合った適切な処遇を行う。

5. ヘルプライン

- (1) 当社グループは、当社及び関係会社の従業員が違法行為や企業倫理上問題のある行為に関する情報（以下、「リスク情報」という。）を入手した場合の通報窓口として、社内

又は社外（弁護士）に相談・報告できる内部通報制度（ヘルプライン）を設置する。相談・報告されたリスク情報は監査役と共有するとともに、コンプライアンス・リスク管理委員会において、報告内容についての調査及び対応策の検討を行う。

- （２）従業員がヘルプラインによりリスク情報を相談・報告したことを理由に、不利益な取り扱いを一切受けないことを、当社の内部通報規則で明確に規定する。

6. 関連当事者との取引

当社で実施する取引については、当社の稟議規則に従い、その規模及び重要度に応じて経営会議への付議、必要な決裁手続を行うことに加え、当社と当社取締役との取引又は利益相反取引については、あらかじめ取締役会で審議したうえで実行し、事後、結果を取締役会に報告する。

第4章 コーポレートガバナンス体制

1. コーポレートガバナンス体制の全体像

当社は、取締役会において、経営の重要な意思決定及び各取締役の業務執行の監督を行うとともに、監査役会設置会社として、取締役会から独立した監査役及び監査役会により、各取締役の職務執行状況等の監査を実施する。

第1節 取締役会・監査役会

2. 取締役会の役割

- （１）取締役会は、法令、定款及び当社の取締役会規則に基づき、経営戦略、経営計画、その他当社の経営に関する重要な事項の決定を行うとともに、各取締役の職務執行状況、関係会社の重要な業務執行、当社及び関係会社のコンプライアンスやリスク管理の運用状況等を把握し、当社グループの経営全般について監督を行う。
- （２）取締役会は、業務執行取締役の担当を明確化し、取締役会決議事項以外のものについて、その決裁権限を取締役に委譲することにより、意思決定のスピードアップと経営体制の一層の強化・充実に努める。
- （３）取締役会は、中期経営計画も株主に対するコミットメントの一つであるとの認識に立ち、その実現に向けて最善の努力を行うとともに、仮に、中期経営計画目標が未達に終わった場合には、その原因等について十分に分析し、株主に説明し、次期以降の計画に反映させる。

3. 取締役会の体制及び運営

- （１）当社の取締役の員数は、定款の定めにより12名以内とし、事業の拡大等に対応した意思決定の迅速化の観点から、都度、適切な規模を決定する。また、社外の企業経営経験者、学識経験者、法律・会計関係者等豊富な経験及び見識を有する者による意見を当

社の経営方針に適切に反映させ、取締役の業務執行に対する監督の実効性を高めるため、独立社外取締役を複数名選定することを基本とする。

- (2) 取締役（社外取締役を除く。）は、事業内容の特性に鑑み、性別・国籍等を問わず、営業、生産・技術、研究、財務・人事等、当社の事業運営に必要な知識・経験・能力を有する者をバランス良く選定する。
- (3) 取締役会の審議の活性化を図るため、以下の各事項に配慮した運営を行う。
 - ①取締役会資料は、事前に配布するよう努める。
 - ②次年度の取締役会日程については、前年の12月までに決定し、開催スケジュール及び予想審議事項を、予め通知する。
 - ③取締役会は、原則として月1回開催する。また、意思決定に遅れが生じないように、必要に応じ、臨時の取締役会を開催する。
 - ④審議時間は、必要な時間を十分に確保する。
- (4) 取締役会は、意思決定の有効性・実効性を確認し、改善を図っていくため、毎年、各取締役の自己評価等の方法により、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、結果の概要を開示する。

4. 取締役の選任

- (1) 当社の取締役の選任基準は次のとおりとする。
 - ①取締役（社外取締役を除く。）
 - ・ 当社の経営を適確、公正に監督することができる知識、経験を有すること
 - ・ 経営ビジョンの実現に向け、強いリーダーシップを発揮できること
 - ②社外取締役
 - ・ 企業経営、法令遵守、財務会計、リスク管理等、当社の経営に資する分野における高い見識や豊富な知識・経験を有すること
 - ・ 高い倫理観、公正性及び誠実性を有すること
 - ・ 社外ステークホルダーの視点に立ち、当社の企業価値向上に対する有益かつ忌憚のない助言を行えること
- (2) 当社取締役の選任にあたっては、上記基準を勘案し、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役2名を構成員とする指名・報酬諮問委員会にて審議の上、取締役候補者案を策定し、取締役会及び株主総会で決定する。
- (3) 当社取締役の解任に関しては、法令・定款違反、その他職務を遂行することが困難と認められる事由が生じた場合、当該取締役の地位の解職または株主総会に対する解任議案の提出について、指名・報酬諮問委員会にて審議の上、取締役会で決定する。
- (4) 取締役会は、経営ビジョンや中期経営計画等を踏まえ、最高経営責任者等の後継者の計画について、適切に監督を行う。

5. 取締役の報酬

- (1) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬の決定にあたっては、次の事項を基本方針とす

る。

①経営委任の対価として適切であり、当社グループの成長と業績向上に結びつくものであること

②会社業績、個人業績との連動性を考慮した仕組みであること

③株主等に対し、説明責任を十分に果たすことが可能で、透明性が確保されていること

(2) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、月額報酬賞与により構成する。月額報酬は、役位ごとの基準額をベースに、当社業績の実績と見通しを勘案して定める額を固定給として支給することとし、賞与は、業績連動要素を取り入れた一定の計算式により算定される額に、個人別査定を加味した額を支給する。また、各取締役の具体的な報酬額については、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役2名を構成員とする指名・報酬諮問委員会において審議の上、社長が決裁することにより決定する。

(3) 社外取締役の報酬は、月額報酬のみで構成し、報酬の水準は、各種調査等を踏まえ、上記指名・報酬諮問委員会で審議の上、社長が決裁することにより決定する。

6. 監査役会の役割

監査役会は、取締役会から独立した組織として、法令に基づく当社事業の報告請求、業務・財産状況の調査、会計監査人の選解任等の権限を行使すること等を通じて、取締役の職務の執行、会社の内部統制、業績、財務状況等についての監査を実施する。

7. 監査役の体制及び運営

(1) 当社監査役の員数は、定款の定めにより4名以内とし、半数以上を社外監査役とする。

(2) 監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務執行状況のモニタリングを行うため、取締役会のほか、経営会議や事業部会議等の重要な社内会議に出席のうえ意見を述べることができるとともに、当社の稟議規則に定める決裁書のほか業務執行に関する重要な文書を常時閲覧することができる。また、監査役は、社外取締役を交え、代表取締役と定期的に意見交換会を開催し、相互の意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。

(3) 監査役、会計監査人及び監査室は、相互にそれぞれの年間監査計画や監査結果等につき意見・情報交換を行うなど、緊密に連携しつつ効率的かつ実効性のある監査を実施する。

(4) 当社監査役は、関係会社に対し監査を実施する。

(5) 監査役の職務を補助するため、人事総務部、経理部員が必要に応じて監査役のサポートを行うとともに、監査役が求めた場合は、監査役直属の法務・経理等の専門知識を有する専任の社員を置く。

(6) 監査役会は、必要に応じて、社外取締役のオブザーバー出席を求め情報交換を行うなど、連携の強化に努める。

8. 監査役の選任

(1) 当社の監査役の選任基準は次のとおりとする。また、少なくとも1名以上は、財務・

会計に関する知見を有している者を選任する。

①監査役（社外監査役を除く。）

- ・ 当社の取締役の業務執行の監査を適確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有すること
- ・ 高い倫理観、公正性及び誠実性を有すること

②社外監査役

- ・ 企業経営、法令遵守、財務会計、リスク管理等、当社の経営に資する分野における高い見識や豊富な知識・経験を有すること
- ・ 高い倫理観、公正性及び誠実性を有すること

(2) 当社監査役の選任にあたっては、上記基準を勘案し、社長を含む社内取締役2名、独立社外取締役2名を構成員とする指名・報酬諮問委員会において審議の上、監査役候補者案を策定し、監査役会の同意を得た上で、取締役会及び株主総会で決定する。

9. 監査役の報酬

監査役の報酬は、月額報酬及び賞与により構成するものとし、月額報酬及び賞与の水準は、各種調査等を踏まえ、各監査役間の協議により決定する。

10. 役員のトレーニング

- (1) 当社は、新任社外役員に対し、就任前の当社事業説明や、当社事業所見学会等の当社事業への理解を深める機会を提供し、また、在任中にも必要に応じ、同様のトレーニングの機会を提供する。
- (2) 新任社内役員に対しては、取締役・監査役に求められる役割と責務を十分に理解できる機会を提供し、また、在任中にこれらの継続的な更新を目的に、個々の役員に応じたトレーニングの機会の提供・斡旋やその費用の負担を行う。

第2節 独立社外役員

11. 独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、別紙の通りとする。

12. 代表取締役、監査役との連携等

- (1) 代表取締役、監査役及び独立社外取締役の会合を定期的に開催することにより、経営概況や経営課題の共有、その他幅広い意見交換等の場として活用する。
- (2) 総務担当取締役は、独立社外取締役との窓口を務め、独立社外取締役からの各種要望に対応するとともに、独立社外取締役と代表取締役、監査役会等との調整機能を果たす。

第3節 会計監査人

13. 会計監査人

- (1) 当社は、会計監査人が財務報告の信頼性の確保等、株主・投資家に対する責務を負っていることを認識し、適正な監査の確保に向けた対応を協働して実施する。
- (2) 監査役会は、会計監査人候補を適切に選定し、会計監査人を適切に評価するための基準を策定する。
- (3) 当社は、会計監査人による監査の実効性確保を図る等のため、以下の対応を実施する。
 - ①高品質な監査を可能とする十分な監査時間を確保する。
 - ②社長や経理担当取締役との定期的な面談の機会を設定する。
 - ③会計監査人と監査役、監査室との間で、定期的に会合を設定し連携を図る。
 - ④会計監査人から不正の発見について経理担当取締役及び監査役に連絡があった場合、経理担当取締役は、その解決に向け必要な対応を図るとともに、監査役会及び社外取締役に対応状況を随時報告する。監査役は、適切に対応が図られているかどうか、都度確認する。

第4節 経営会議等

14. 経営会議等

当社は、コーポレートガバナンスの強化に資するため、以下の会議、組織及び委員会を設置する。

①経営会議

迅速な意思決定を行うため、原則として毎月2回、常勤の取締役に加えて常勤監査役を加えた経営会議を開催し、取締役会付議事項について事前審議するほか、重要な業務執行に係る事項の全てについて審議・決定する。

②監査室

内部監査部門として、社長直轄の監査室を設置する。内部監査においては、内部監査規則及び内部監査実施要領に基づき、当社及び当社の子会社における法令・社内規則等の遵守状況について監査を実施するとともに、財務報告に係る内部統制の整備・運用に関する評価を行う。

③コンプライアンス・リスク管理委員会

コンプライアンス活動とリスク管理に関する活動を全社的に推進するための組織としてコンプライアンス・リスク管理委員会を設置する。本委員会は、コンプライアンスに関する全社横断的な方針・計画・施策の立案、実績評価、社内広報及び法令違反等に対する対策その他重要事項の検討・提言を行う。

第5章 情報開示方針

1. 情報開示に関する基本方針

当社は、株主・投資家、顧客、取引先、地域社会、従業員等、当社グループを取り巻く様々なステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、公正で透明性の高い情報を適時適切に開示するとともに、経営トップを始め当社全体での積極的なコミュニケーション活動を行う。

2. 情報開示の体制

当社は、東京証券取引所（以下「東証」という。）制定の「有価証券上場規程」（以下「上場規程」という。）に定める重要な会社情報（決定事実に関する情報、決算に関する情報及び発生事実に関する情報）を投資家に対して迅速、正確かつ公平に提供するため、次のとおり適時開示に関する体制を構築する。

① 重要な会社情報の管理

当社は、上場規程に定める「情報取扱責任者」として総務・広報及び経理担当取締役を選任のうえ、重要な会社情報を一元的に管理し、当該情報の的確な把握とこれに基づいた適切な適時開示を行う。

② 重要な会社情報の適時開示

a. 決定事実、決算に関する情報の適時開示

上場規程に該当する決定事実に関する情報及び決算に関する情報（業績予想・配当予想の修正を含む。）については、当社の取締役会規則又は経営会議規則に基づき、取締役会又は経営会議の付議事項としてその承認・報告を要することとしており、当該承認・報告がなされた後、「情報取扱責任者」の指示に基づき、直ちに総務・広報及び経理各担当部門の情報開示実務担当責任者から東証に通知する。

b. 発生事実に関する情報の適時開示

上場規程に該当する発生事実に関する情報については、当該情報に係る担当部門からの通知を受けた後、直ちに「情報取扱責任者」が社長及びその他関係取締役に対する報告を行うとともに、「情報取扱責任者」の指示に基づき、直ちに総務・広報及び経理各担当部門の情報開示実務担当責任者から東証に通知する。

3. 情報開示の方法

当社は、前項に定める情報の開示を東証の提供する適時開示システムを通じて行うとともに、同システムにより公開した後は、速やかに当社ホームページにも掲載する。また、前項に該当しない場合でも、重要あるいは有益であると判断した情報については、当社ホームページ等への掲載により広く開示する。

4. サイレント期間

当社は、決算情報（四半期決算情報を含む。）の漏洩を防ぎ、かつ情報開示の公平性を

確保する観点から、各決算期末日の翌日から各決算発表日までをサイレント期間と定める。この期間中は、決算、業績見通しに関する質問への回答やコメントを差し控える。ただし、このサイレント期間中に業績予想が大きく変動する見込みが出てきた場合には、適時開示規則に従い、適宜公表する。

第6章 改廃

1. 制定、改正、廃止

本ガイドラインの制定、改正、廃止は、取締役会の決議によるものとする。

附 則

1. このガイドラインは、2015年11月10日から施行する。
2. この改正ガイドラインは、2018年12月26日から施行する。

独立社外役員の独立性基準

当社が指定する独立社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 現在又は過去において、当社及び当社の子会社の業務執行者（業務執行取締役、理事、部長等業務を執行する社員）であった者
- (2) 当社を主要な取引先（* 1）とする者又はその業務執行者
 - * 1 当該取引先が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを、当社から受けた場合、当社を主要な取引先とする。
- (3) 当社の主要な取引先（* 2）又はその業務執行者
 - * 2 当社が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合、又は当該取引先が当社に対し、過去3事業年度のいずれかにおいて総資産の2%以上の金銭を融資している場合、当該取引先を当社の主要な取引先とする。
- (4) 当社の大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）又はその業務執行者
- (5) 当社が大株主（総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者）となっている者の業務執行者
- (6) 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
- (7) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて役員報酬以外に、年間1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
- (8) 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて年間1,000万円を超える寄付を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
- (9) 近親者（配偶者及び二親等以内の親族）が上記（1）から（8）までのいずれかに該当する者
- (10) 過去3年間において、上記（2）から（9）までのいずれかに該当していた者
- (11) 前各項の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以 上